

萩市木造住宅耐震診断事業実施要領

令和3年3月1日

(目的)

第1条 この要領は、市民の安全安心を確保するため、生活の基盤である木造住宅の耐震診断を市が行うことにより、地震による被害を最小限に抑え、市民の生命及び財産を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。)を含む。)のうち在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公共団体が所有する以外のもの

(2) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 耐震診断員

木造住宅の耐震診断に関して十分な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当する者とする。

ア 建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であること。ただし市長が適当と認める場合はこの限りでない。

イ 山口県木造住宅耐震診断員名簿(山口県作成)に登録されている者であること。

(4) 県様式

山口県が定めた「木造住宅耐震診断事業無料耐震診断員派遣方式実施マニ

ユアル」に基づく様式をいう。

(業務委託)

第3条 市長は、本事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

(建築時期の確認)

第4条 この事業は、木造住宅を対象として実施し、次のいずれかにより建築時期の確認を行うものとする。

- (1) 建築確認済証
- (2) 登記事項証明書
- (3) 固定資産税の課税明細書
- (4) 課税台帳（所有者の同意書がある場合）
- (5) その他妥当と思われる方法で市長が認めるもの

(耐震診断)

第5条 市長は、対象木造住宅の耐震診断を実施するにあたり、予算の範囲内で耐震診断員を派遣する。

(診断申込者)

第6条 木造住宅を所有する者又は特段の事由により所有者が実施できない場合は市長が適当と認める者（以下「診断申込者」という。）が、前条の規定による耐震診断を申込みことができる。その場合、診断申込者は萩市木造住宅耐震診断申込書（別記第1号様式）を市長あてに提出しなければならない。

2 木造住宅を所有する者は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 耐震診断を行う住宅の所有者が市税を滞納していないこと。
- (2) 耐震診断を行う住宅の所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でない者

(耐震診断員の派遣の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、申込み日の翌日から起算して14日以内に萩市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書（別記第2号様式）により診断申込者に通知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断員を派遣しないことを決定し

たときは、申込み日の翌日から起算して14日以内にその理由を付して萩市木造住宅耐震診断員を派遣しない旨の通知書（別記第3号様式）により診断申込者に通知しなければならない。

（耐震診断員の選定及び決定）

第8条 市長は、第7条第1項の規定による決定をした場合は、萩市木造住宅耐震診断実施依頼書（別記第4号様式）により業務受託者に対し耐震診断員の派遣の要請を行うものとする。

2 業務受託者は、前項の規定により派遣の要請を受けた場合は、遅滞なく耐震診断員を選定し、萩市木造住宅耐震診断員選定通知書（別記第5号様式若しくは県様式「診断員決定通知」）により市に報告した上で、耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施しなければならない。

3 市は、業務受託者から耐震診断員の決定通知を受けた場合は、速やかに萩市木造住宅耐震診断員決定通知書（別記第6号様式）により診断申込者に通知するものとする。

4 市は、診断申込者に派遣する耐震診断員について通知した場合は、速やかに業務受託者にその旨を連絡し、併せて派遣する耐震診断員に萩市木造住宅耐震診断員証（別記第9号様式）を交付し、業務に関する協議を済ませた上で耐震診断業務を実施させるものとする。

（耐震診断業務）

第9条 耐震診断員に実施させる業務は、下記のとおりとする。

(1) 耐震診断の実施及び萩市木造住宅耐震診断報告書（別記第7号様式若しくは県様式「木造住宅耐震診断報告書」）の作成等

(2) 萩市木造住宅耐震補強計画提案書（別記第8号様式若しくは県様式「木造住宅耐震補強計画提案書」）の作成等（耐震診断の結果、評点が1.0未満の場合）

2 業務受託者は、前項の規定により耐震診断を実施する際には、派遣する耐震診断員に診断申込者と派遣日等の調整をさせなければならない。

3 業務受託者は、派遣する耐震診断員に萩市木造住宅耐震診断員証を携帯させ、診断申込者の求めに応じて提示させるものとする。

4 耐震診断員は、診断業務が終了したときは、報告書等の成果品について業務

受託者の検収を受けた後に、診断申込者に成果品を手渡し、内容について説明をした後に、診断申込者から成果品の萩市木造住宅耐震診断報告書受領書（別記様式第10号若しくは県様式「木造住宅耐震診断報告書受領書」）、及び萩市木造住宅耐震補強計画提案書受領書（別記様式第11号若しくは県様式「木造住宅補強計画提案書受領書」）を受け取るものとする。

5 業務受託者は、全ての耐震診断業務が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、業務完了報告書（別記第12号様式若しくは県様式「業務完了報告」）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 萩市木造住宅耐震診断報告書（各1部）
 - (2) 診断表（プログラム出力）（各1部）
 - (3) 萩市木造住宅耐震補強計画提案書（各1部）
 - (4) 萩市木造住宅耐震診断報告書受領書（各1部）
 - (5) 萩市木造住宅耐震補強計画提案書受領書（各1部）
- （説明義務及び守秘義務）

第10条 耐震診断を行う耐震診断員は、業務の内容に関して診断申込者から説明を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

2 耐震診断を行う耐震診断員は、業務上知り得た事項を関係者以外に漏らしてはならない。

（耐震診断の取り止め）

第11条 診断申込者は、事情により耐震診断を取り止めるときは、速やかに萩市木造住宅耐震診断取止め届（別記第13号様式）により市長に通知しなければならない。

（耐震診断員の派遣の取り消し）

第12条 市長は、診断申込者が次のいずれかに該当すると認められるときは、耐震診断員の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為によって耐震診断員の派遣の通知を受けたとき
- (2) その他市長は不相当と認める事由が生じたとき

（診断費用の負担）

第13条 市長は、前条の規定により耐震診断員の派遣を取り消した場合において

て、既に耐震診断を実施しているときは、診断申込者に対してそれまでに要した費用の負担を求めることができる。

2 前項の規定による命令を行う場合には、費用の算出根拠を示すものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

この要領は、令和3年3月1日より施行する。